野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(平成31年野田市条例第11号)

改 正 案

現行

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電 設備の適正な設置及び維持管理に関し必要 な事項を定めることにより、災害の防止、 良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環 境及び魅力ある景観の保全を図ることを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 太陽光発電設備 電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法(平成23年法律第108号)第2条 第3項に規定する再生可能エネルギー発 電設備のうち、太陽光を再生可能エネル ギー源とする設備(建築物の屋根又は屋 上に設置するもの、送電に係る電柱等を 除く。)をいう。
 - (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を 行う事業(盛土、切土等の土地の造成並び に立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。
 - (3) 発電事業 太陽光発電設備による発 電その他の太陽光発電設備の維持管理を 行う事業をいう。
 - (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
 - (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を 行う一団の土地(継続的又は一体的に当 該設置事業又は当該発電事業を行う土地 を含む。)をいう。
 - (6) 地域住民 事業区域を含む自治会(一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。)の区域に居住する住民をいう。
 - (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50 メートル以内の区域に土地又は建築物を 所有する者及び当該建築物に居住する者 をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用 が図られるよう必要な措置を講ずるものと する。

(事業者の責務)

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電 設備の適正な設置及び維持管理に関し必要 な事項を定めることにより、災害の防止、 良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環 境及び魅力ある景観の保全を図ることを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 太陽光発電設備 電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法(平成23年法律第108号)第2条 第3項に規定する再生可能エネルギー発 電設備のうち、太陽光を再生可能エネル ギー源とする設備(建築物の屋根又は屋 上に設置するもの、送電に係る電柱等を 除く。)をいう。
 - (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を 行う事業(盛土、切土等の土地の造成並び に立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。
 - (3) 発電事業 太陽光発電設備による発 電その他の太陽光発電設備の維持管理を 行う事業をいう。
 - (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
 - (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を 行う一団の土地(継続的又は一体的に当 該設置事業又は当該発電事業を行う土地 を含む。)をいう。
 - (6) 地域住民 事業区域を含む自治会(一 定の区域に住所を有する者の地縁に基づ いて形成される団体をいう。)の区域に居 住する住民をいう。
 - (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50 メートル以内の区域に土地又は建築物を 所有する者及び当該建築物に居住する者 をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用 が図られるよう必要な措置を講ずるものと する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民 等」という。)との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロ ワット以上の太陽光発電設備に係る設置事 業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

- 第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。
- 2 市長は、抑制区域において設置事業が計画 された場合は、当該事業者に対し、当該設 置事業を自粛するよう要請するものとす る。

(設置事業の周知等)

- 第7条 事業者は、次条第1項の規定による届 出を行う前に、地域住民等に対し、同項各 号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係 る施工方法及び安全対策その他周知すべき 事項を周知するとともに、地域住民等<u>に意</u> 見を提出する機会を付与するため、説明会 を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催したとき は、速やかに報告書を市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 事業者は、<u>第1項の規定による説明会の開催及び戸別訪問等</u>により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 4 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

- 第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民等」という。)との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

- 第6条 市長は、本市における災害の防止、良 好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境 及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑 制区域として指定するものとする。
- 2 市長は、抑制区域において設置事業が計画 された場合は、当該事業者に対し、当該設 置事業を自粛するよう要請するものとす る。

(設置事業の周知等)

- 第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。
- 2 事業者は、<u>前項の周知又は説明会の開催</u>により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

- 第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人

にあっては、その名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地及び連絡先)

- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了 予定年月日
- (3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項 に変更が生じたときは、速やかに市長に届 け出なければならない。

(協議終了の通知)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による協議 が終了したときは、事業者に当該協議が終 了した旨を通知するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。
- 3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、 設置事業に着手してはならない。 (事業の着手等の届出)
- 第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、 中止若しくは再開又は発電事業の開始若し くは終了をした場合は、速やかに市長に届 け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

- 第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の 実施に当たっては、規則で定める事項を遵 守しなければならない。
- 2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発 電事業が終了する日まで、規則で定める看 板を事業区域内の見やすい場所に設置しな ければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の

にあっては、その名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地及び連絡先)

- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了 予定年月日
- (3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項 に変更が生じたときは、速やかに市長に届 け出なければならない。

(協議終了の通知)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による協議 が終了したときは、事業者に当該協議が終 了した旨を通知するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。
- 3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、 設置事業に着手してはならない。 (事業の着手等の届出)
- 第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、 中止若しくは再開又は発電事業の開始若し くは終了をした場合は、速やかに市長に届 け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

- 第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の 実施に当たっては、規則で定める事項を遵 守しなければならない。
- 2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発 電事業が終了する日まで、規則で定める看 板を事業区域内の見やすい場所に設置しな ければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の

- 請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯 罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(助言、指導及び勧告)

- 第14条 市長は、この条例の施行に関し必要 があると認めるときは、事業者に対し、必 要な措置を講ずるよう助言又は指導をする ことができる。
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、当該事業者に対し、 期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告 することができる。
 - (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定 による協議が終了した旨の通知を受ける 前に事業に着手したとき。
 - (3) 前条第1項の規定による報告若しくは 資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告 若しくは資料の提出をし、又は同項の規 定による立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、若しくは同項の規定による質 問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 答弁をしたとき。
 - (4) 前項の規定による助言又は指導に正 当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

- 第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようと するときは、あらかじめ、当該事業者に対 し、その旨を通知し、意見を述べる機会を 与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

- 請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯 罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(助言、指導及び勧告)

- 第14条 市長は、この条例の施行に関し必要 があると認めるときは、事業者に対し、必 要な措置を講ずるよう助言又は指導をする ことができる。
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、当該事業者に対し、 期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告 することができる。
 - (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定 による協議が終了した旨の通知を受ける 前に事業に着手したとき。
 - (3) 前条第1項の規定による報告若しくは 資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告 若しくは資料の提出をし、又は同項の規 定による立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、若しくは同項の規定による質 問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 答弁をしたとき。
 - (4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。 (公表)
- 第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようと するときは、あらかじめ、当該事業者に対 し、その旨を通知し、意見を述べる機会を 与えなければならない。 (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。